

ものづくり中小企業に対する 技術開発支援について

平成27年6月3日
中小企業庁
技術・経営革新課

ものづくり・商業・サービス革新事業

平成26年度補正予算額 **1,020.4億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援します。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件のいずれかを満たすこと。

1.革新的なサービスの創出

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

2.ものづくりの革新

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

3.共同した設備投資等による事業革新

複数の企業が共同し、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。



事業イメージ

1.革新的なサービスの創出（補助率 2/3）

- (1) 一般型 補助上限額:1,000万円
(例) 水洗いとドライクリーニングの長所を併せた洗浄方法を可能とするドラム式洗濯機を開発し、クリーニングが困難な高級衣料のケアサービスを提供する。
- (2) コンパクト型 補助上限額:700万円
設備投資を伴わない革新的サービスの開発費用を補助。
(例) 高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラウド上に構築。高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を構築する。

2.ものづくりの革新（補助率 2/3）

- 補助上限額:1,000万円
(例) 医療カテーテル・内視鏡等の精度を向上させるため、マイクロモーターに使用される部品を世界最小クラスまで小型化するための試作開発を行う。

※1. (1) 及び2.については設備投資が必要。また、設備投資以外に充てられる補助限度額は500万円とする。

3.共同した設備投資等による事業革新（補助率 2/3）

補助上限額：共同体で5,000万円（500万円/社）

※3.について、一定の条件を満たす共同体は、ベンチャー企業など創業間もない企業や小規模事業者の申請書類を簡素化。

革新的ものづくり産業創出連携促進事業

平成27年度予算額 **128.7億円（新規）**

中小企業庁 技術・経営革新課

03-3501-1816

産業技術環境局 大学連携推進室

03-3501-0075

事業の内容

事業目的・概要

- 中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援します。
- その際、商品の付加価値を高める技術開発を支援するため、特定ものづくり基盤技術に「デザイン開発技術」に関する分野を追加します。
- また、中小企業・小規模事業者が技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用した研究開発も支援します。

成果目標

- 研究開発・試作品開発
平成27年度から平成31年度までの5年間の事業であり、事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- シーズ活用研究開発
平成27年度から平成31年度までの5年間の事業であり、事業終了後2年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

研究開発・試作品開発

①プロジェクト委託型

・委託上限額：1プロジェクトにつき、初年度1億円×3年間

②一般型

・補助上限額：初年度4,500万円（補助率：定額・2/3）

・2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助

(1) 大学、公設試等による研究開発等を支援

（うち1,500万円を上限、補助率：定額）

(2) 中小企業・小規模事業者が行う研究開発等を支援

（補助率：2/3）

シーズ活用研究開発

① シーズ発掘調査 補助上限額：1,000万円（補助率：定額）

② シーズ活用研究開発 補助上限額：2,000万円

（補助率：2/3）

・中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、新事業につながる技術開発を支援（最大2年間）。

サポイン事業概要

中小ものづくり高度化法の概要

目的

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担う特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援。

支援スキーム

特定ものづくり基盤技術の指定(第2条第2項)

法律に基づく支援を行う対象の特定ものづくり基盤技術を経済産業大臣が指定。現在では12技術を指定。

デザイン開発技術	情報処理	精密加工	製造環境
接合・実装	立体造形	表面処理	機械制御
複合・新機能材料 セス	材料製造プロ	バイオ	測定計測

技術高度化指針(技術別指針)の策定(第3条)

特定ものづくり基盤技術ごとに、「**中小企業が目指すべき技術開発の方向性**」を「**指針(大臣告示)**」として策定。

研究開発等計画の認定(第4条)

「指針」に基づいて、中小企業等が自ら行う研究開発計画を作成し、経済産業大臣が認定。

支援措置

戦略的基盤技術高度化支援事業(通称「サポイン事業」)、中小企業信用保険法の特例、特許料等の特例 等

共同体のイメージ

- 中小ものづくり高度化法の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者、その他ものづくり中小企業・小規模事業者、大学、公設試験研究機関等、最終製品を生産する川下製造業者等が共同体を構築することで単独では実施困難な研究開発を実施。
- 事業管理機関が国との総合的な窓口となって、研究開発計画の運営管理、共同体内の調整を行う。
- 有識者等研究者、川下製造業者等がアドバイザーとして、川下ニーズ、研究開発の実効性向上、成果の市場適合性向上に助言。

